~18歳からの「君ならどうする?」~ 若年者のための消費生活サポート情報



第5号 2021. 9. 27

実態の分からない投資話にご注意!

事例

1年前に<u>**友人に「投資をやらないか」</u>と誘われ、紹介された** 男性に現金と暗号資産で**数十万円を支払った**が、その後、<u>配</u> **当がないまま連絡が取れなくなった**。また、別の投資ファン</u>

ドの**SNSグループに入り数万円支払っ たが、配当が延期され、配当がないまま** SNSグループから全員**退会させられた**。 返金してほしい(10代男性)。



一言アドバイス



- ○うまい話はありません。「必ず儲かる」などと勧誘されても 安易にお金を支払わないようにしましょう。
- ○セミナーやSNS等を通じた勧誘には十分注意しましょう。
- ○友人や知り合いからの誘いでも、契約するつもりがなければ きっぱりと断りましょう。
- ○サポート情報のバックナンバーはこちらから ~18歳から大人~若年消費者のための特設ページ URL: https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/youngindex.html



困った時はひとりで悩まず相談しましょう! 北海道立消費生活センター 受付時間 平日/午前9時~午後4時30分

相談専用電話 🕻 050-7505-0999

消費者ホットライン* 🕻 188 (「嫌や!」泣き寝入り)

※全国共通の電話番号。お住まいの市町村など、近くの消費生活相談窓口をご案内します。

